



山形県公報

平成25年3月29日(金)
第2431号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県水資源保全条例施行規則……………(環境企画課) ……407
- 山形県立農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則……………(農政企画課) ……408

### 訓 令

- 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……412

### 告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財 政 課) ……413
- 山形県保健医療計画の変更……………(健康福祉企画課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………( 同 ) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………( 同 ) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………( 同 ) ……414
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 山形県農作物等災害対策事業費補助金交付規程……………(農政企画課) ……同
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲……………(生産技術課) ……422
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 私有保安林の指定の解除の予定……………(森 林 課) ……423
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……427
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……428
- 同……………( 同 ) ……同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……429
- 同……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……430
- 一般国道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……431
- 同……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……432
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……433
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……434

○同 ..... ( 同 ) … 同

○同 ..... ( 同 ) … 同

○同 ..... ( 同 ) …435

○同 ..... ( 同 ) … 同

○同 ..... ( 同 ) … 同

○同 ..... ( 同 ) …436

○一般国道の供用の開始 ..... ( 同 ) …437

○同 ..... ( 同 ) … 同

○県道の供用の開始 ..... ( 同 ) … 同

○同 ..... ( 同 ) … 同

○同 ..... ( 同 ) … 同

○同 ..... ( 同 ) …438

○同 ..... ( 同 ) … 同

○同 ..... ( 同 ) … 同

○同 ..... ( 同 ) … 同

○同 ..... ( 同 ) …439

○同 ..... ( 同 ) … 同

○基本測量の終了の通知 ..... (用 地 課) … 同

○市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧 ..... (都市計画課) … 同

○同 ..... ( 同 ) …440

○同 ..... ( 同 ) … 同

○都市公園の区域の変更 ..... ( 同 ) … 同

○土砂災害警戒区域の指定 ..... (砂防・災害対策課) …442

○土砂災害特別警戒区域の指定 ..... ( 同 ) …445

○庄内空港緩衝緑地の有料公園施設の使用時間及び休業日 ..... (庄内総合支庁庄内空港事務所) …448

○庄内空港緩衝緑地の利用料金 ..... ( 同 ) …449

○建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 ..... (建築住宅課) …451

○開発行為に関する工事の完了 ..... (村山総合支庁建築課) … 同

○昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、  
物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部改正 ..... (会 計 局) … 同

○山形県体育館及び山形県武道館の利用料金 ..... (教 育 庁) …452

○山形県あかねヶ丘陸上競技場の利用料金 ..... ( 同 ) …455

教育委員会関係

規 則

○山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 457

訓 令

○山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令 ..... 同

○山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令 ..... 458

告 示

○山形県体育館及び山形県武道館の休業日 ..... 459

○山形県あかねヶ丘陸上競技場の休業日 ..... 同

選挙管理委員会関係

告 示

○政治団体の設立 ..... 同

- 政治団体の届出事項の異動……………460
- 政治団体の解散……………461

**内水面漁場管理委員会関係**

**指 示**

- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限…………… 同

**収用委員会関係**

**規 則**

- 山形県収用委員会運営規則の一部を改正する規則……………462

**病院事業局関係**

**規 程**

- 山形県病院事業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程…………… 同

**公 告**

- 一般競争入札の公告……………（情報企画課） ……469
- 県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課） ……471
- 同……………（最上総合支庁建築課） ……475
- 一般競争入札の公告……………（会 計 局） ……478

**規 則**

山形県水資源保全条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第60号**

**山形県水資源保全条例施行規則**

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（水資源保全地域）

第3条 条例第9条第1項の公共の用に供される水に係る取水地点及びその周辺の区域（国有地を除く。）であつて、水資源を保全するため適正な土地利用を図る必要があるものとして規則で定めるものは、水道の原水、農業、林業又は漁業の用に供される水、工業用水、融雪の用に供される水その他これらに類する水に係る取水地点及び当該取水地点に係る集水区域（農地法（昭和27年法律第229号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令により土地の所有、使用又は収益について許可、認可等を要する区域（当該取水地点における取水量を確保するために必要と認められる区域及び森林等の水源を涵養する機能の維持を図る必要があると認められる区域を除く。）を除く。）で、当該集水区域における開発行為が当該取水地点における取水量に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められるものとする。

（水資源保全地域の指定に係る意見の聴取）

第4条 条例第9条第5項の規定による意見の聴取（以下「意見聴取」という。）に当たっては、同条第4項の規定により意見書を提出した者に対し、意見聴取の日時及び場所をその期日の1週間前までに書面により通知するものとする。

2 意見聴取は、公開により行うものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

山形県立農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第61号

##### 山形県立農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立農業大学校条例施行規則（昭和58年2月県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「の表の左欄」及び「を置き、当該学科に同表の右欄に掲げる専攻コース」を削り、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 稲作経営学科
- (2) 果樹経営学科
- (3) 野菜経営学科
- (4) 花き経営学科
- (5) 畜産経営学科
- (6) 農産加工経営学科

別表第1を次のように改める。

#### 別表第1

##### 1 一般教養科目

| 教科目         | 第1学年 |     | 第2学年 |     |
|-------------|------|-----|------|-----|
|             | 時間数  | 単位数 | 時間数  | 単位数 |
| 教養講座        | 16   | 1   |      |     |
| 英会話 I       | 32   | 2   |      |     |
| 人間と社会       | 16   | 1   |      |     |
| 体育 I        | 32   | 2   |      |     |
| 英会話 II      |      |     | 32   | 2   |
| 暮らしと社会経済の動向 |      |     | 16   | 1   |
| 体育 II       |      |     | 32   | 2   |
| （選択科目）      |      |     |      |     |
| 英語 I        | 32   | 2   |      |     |
| ビジネス基礎講座 I  | 32   | 2   |      |     |
| 就農講座 I      | 32   | 2   |      |     |
| 英語 II       |      |     | 16   | 1   |
| ビジネス基礎講座 II |      |     | 16   | 1   |
| 就農講座 II     |      |     | 16   | 1   |

##### 2 農業専門共通科目

| 教科目        | 第1学年 |     | 第2学年 |     |
|------------|------|-----|------|-----|
|            | 時間数  | 単位数 | 時間数  | 単位数 |
| 農業と経営管理基礎  | 16   | 1   |      |     |
| 農業生産概論     | 16   | 1   |      |     |
| 複式簿記 I     | 32   | 2   |      |     |
| 先進経営者研究    | 16   | 1   |      |     |
| ICT活用 I    | 32   | 2   |      |     |
| 食料・農業・環境講座 | 16   | 1   |      |     |
| 農業機械 I     | 16   | 1   |      |     |
| 農業機械実習 I   | 40   | 1   |      |     |

|              |    |   |     |    |
|--------------|----|---|-----|----|
| マーケティング基礎    | 16 | 1 |     |    |
| 農産物加工と食品制度   | 16 | 1 |     |    |
| 卒業論文計画       | 32 | 2 |     |    |
| 特別講義Ⅰ        | 16 | 1 |     |    |
| 財務管理         |    |   | 32  | 2  |
| 海外農業         |    |   | 80  | 2  |
| ICT活用Ⅱ       |    |   | 16  | 1  |
| 農業機械Ⅱ        |    |   | 16  | 1  |
| マーケティング演習    |    |   | 16  | 1  |
| 農業と食育        |    |   | 16  | 1  |
| 卒業論文         |    |   | 224 | 14 |
| 特別講義Ⅱ        |    |   | 16  | 1  |
| （自由選択科目）     |    |   |     |    |
| 応用英語Ⅰ        | 16 | 1 |     |    |
| 販売管理         | 32 | 2 |     |    |
| 複式簿記Ⅱ        | 32 | 2 |     |    |
| 毒物・劇物資格講座    | 32 | 2 |     |    |
| 応用英語Ⅱ        |    |   | 16  | 1  |
| 情報発信とネットビジネス |    |   | 16  | 1  |
| 農業機械実習Ⅱ      |    |   | 40  | 1  |
| 農業機械実習Ⅲ      |    |   | 120 | 3  |

## 3 専攻科目

## (1) 稲作経営学科

| 教科目        | 第1学年 |     | 第2学年 |     |
|------------|------|-----|------|-----|
|            | 時間数  | 単位数 | 時間数  | 単位数 |
| 植物育種       | 16   | 1   |      |     |
| 水稲生理       | 16   | 1   |      |     |
| 土壌肥料       | 32   | 2   |      |     |
| 作物病虫害防除    | 16   | 1   |      |     |
| 水稲栽培Ⅰ      | 48   | 3   |      |     |
| 畑作物栽培      | 16   | 1   |      |     |
| 耕畜連携       | 16   | 1   |      |     |
| 生物実験       | 32   | 1   |      |     |
| 稲作生産販売実習Ⅰ  | 520  | 13  |      |     |
| 地域協働研究     | 40   | 1   |      |     |
| 先進農業者等体験学習 | 160  | 4   |      |     |
| 環境保全と農業    |      |     | 16   | 1   |
| 作物総合防除     |      |     | 16   | 1   |
| 稲作経営       |      |     | 32   | 2   |
| 水稲栽培Ⅱ      |      |     | 32   | 2   |
| 機械操作整備演習   |      |     | 32   | 2   |
| 稲作生産販売実習Ⅱ  |      |     | 600  | 15  |

## (2) 果樹経営学科

| 教科目  | 第1学年 |     | 第2学年 |     |
|------|------|-----|------|-----|
|      | 時間数  | 単位数 | 時間数  | 単位数 |
| 園芸概論 | 16   | 1   |      |     |
| 植物育種 | 16   | 1   |      |     |

|             |     |    |     |    |
|-------------|-----|----|-----|----|
| 果樹作物生理      | 16  | 1  |     |    |
| 土壌肥料        | 32  | 2  |     |    |
| 作物病虫害防除     | 16  | 1  |     |    |
| 果樹栽培Ⅰ       | 64  | 4  |     |    |
| 果樹先進技術論     | 32  | 2  |     |    |
| 特産果樹栽培技術論   | 16  | 1  |     |    |
| 果樹マーケティング演習 | 32  | 2  |     |    |
| 生物実験        | 32  | 1  |     |    |
| 果樹生産販売実習Ⅰ   | 440 | 11 |     |    |
| 地域協働研究      | 40  | 1  |     |    |
| 先進農業者等体験学習  | 160 | 4  |     |    |
| 環境保全と農業     |     |    | 16  | 1  |
| 果樹病虫害       |     |    | 16  | 1  |
| 果樹経営        |     |    | 16  | 1  |
| 果樹栽培Ⅱ       |     |    | 64  | 4  |
| 園芸施設利用      |     |    | 16  | 1  |
| 果樹生産販売実習Ⅱ   |     |    | 600 | 15 |

## (3) 野菜経営学科

| 教科目         | 第1学年 |     | 第2学年 |     |
|-------------|------|-----|------|-----|
|             | 時間数  | 単位数 | 時間数  | 単位数 |
| 園芸概論        | 16   | 1   |      |     |
| 植物育種        | 16   | 1   |      |     |
| 野菜作物生理      | 16   | 1   |      |     |
| 土壌肥料        | 32   | 2   |      |     |
| 作物病虫害防除     | 16   | 1   |      |     |
| 野菜栽培Ⅰ       | 64   | 4   |      |     |
| 野菜先進技術論     | 48   | 3   |      |     |
| 野菜マーケティング演習 | 32   | 2   |      |     |
| 生物実験        | 32   | 1   |      |     |
| 先進園芸施設活用実習Ⅰ | 40   | 1   |      |     |
| 野菜生産販売実習Ⅰ   | 400  | 10  |      |     |
| 地域協働研究      | 40   | 1   |      |     |
| 先進農業者等体験学習  | 160  | 4   |      |     |
| 環境保全と農業     |      |     | 16   | 1   |
| 野菜病虫害       |      |     | 16   | 1   |
| 野菜経営        |      |     | 16   | 1   |
| 野菜栽培Ⅱ       |      |     | 64   | 4   |
| 園芸施設利用      |      |     | 16   | 1   |
| 先進園芸施設活用実習Ⅱ |      |     | 40   | 1   |
| 野菜生産販売実習Ⅱ   |      |     | 560  | 14  |

## (4) 花き経営学科

| 教科目     | 第1学年 |     | 第2学年 |     |
|---------|------|-----|------|-----|
|         | 時間数  | 単位数 | 時間数  | 単位数 |
| 園芸概論    | 16   | 1   |      |     |
| 植物育種    | 16   | 1   |      |     |
| 花き作物生理  | 16   | 1   |      |     |
| 土壌肥料    | 32   | 2   |      |     |
| 作物病虫害防除 | 16   | 1   |      |     |

|             |     |   |     |    |
|-------------|-----|---|-----|----|
| 花き栽培Ⅰ       | 64  | 4 |     |    |
| 花き先進技術論     | 48  | 3 |     |    |
| 花きマーケティング演習 | 32  | 2 |     |    |
| 生物実験        | 32  | 1 |     |    |
| 先進園芸施設活用実習Ⅰ | 40  | 1 |     |    |
| 花き生産販売実習Ⅰ   | 360 | 9 |     |    |
| フラワー装飾Ⅰ     | 40  | 1 |     |    |
| 地域協働研究      | 40  | 1 |     |    |
| 先進農業者等体験学習  | 160 | 4 |     |    |
| 環境保全と農業     |     |   | 16  | 1  |
| 花き病害虫       |     |   | 16  | 1  |
| 花き経営        |     |   | 16  | 1  |
| 花き栽培Ⅱ       |     |   | 64  | 4  |
| 園芸施設利用      |     |   | 16  | 1  |
| 先進園芸施設活用実習Ⅱ |     |   | 40  | 1  |
| 花き生産販売実習Ⅱ   |     |   | 520 | 13 |
| フラワー装飾Ⅱ     |     |   | 40  | 1  |

## (5) 畜産経営学科

| 教科目           | 第1学年 |     | 第2学年 |     |
|---------------|------|-----|------|-----|
|               | 時間数  | 単位数 | 時間数  | 単位数 |
| 畜産概論          | 32   | 2   |      |     |
| 家畜栄養          | 32   | 2   |      |     |
| 家畜飼養管理        | 32   | 2   |      |     |
| 乳牛・肉用牛飼養Ⅰ     | 32   | 2   |      |     |
| 家畜審査削蹄実習      | 40   | 1   |      |     |
| 家畜育種          | 16   | 1   |      |     |
| 家畜解剖          | 16   | 1   |      |     |
| 繁殖生理Ⅰ         | 32   | 2   |      |     |
| 受精卵移植Ⅰ        | 16   | 1   |      |     |
| 家畜繁殖実習Ⅰ       | 40   | 1   |      |     |
| 飼料作物          | 16   | 1   |      |     |
| 飼料            | 16   | 1   |      |     |
| 家畜衛生          | 16   | 1   |      |     |
| 耕畜連携          | 16   | 1   |      |     |
| 乳牛・肉用牛生産販売実習Ⅰ | 360  | 9   |      |     |
| 地域協働研究        | 40   | 1   |      |     |
| 先進農業者等体験学習    | 160  | 4   |      |     |
| 家畜栄養衛生実験      |      |     | 32   | 1   |
| 乳牛・肉用牛飼養Ⅱ     |      |     | 64   | 4   |
| 繁殖生理Ⅱ         |      |     | 16   | 1   |
| 受精卵移植Ⅱ        |      |     | 16   | 1   |
| 家畜繁殖実習Ⅱ       |      |     | 40   | 1   |
| 環境保全と農業       |      |     | 16   | 1   |
| 畜産経営          |      |     | 32   | 2   |
| 畜産物流通         |      |     | 16   | 1   |
| 畜産機械施設        |      |     | 16   | 1   |
| 乳牛・肉用牛生産販売実習Ⅱ |      |     | 480  | 12  |

## (6) 農産加工経営学科

| 教科目         | 第1学年 |     | 第2学年 |     |
|-------------|------|-----|------|-----|
|             | 時間数  | 単位数 | 時間数  | 単位数 |
| 食品加工学       | 16   | 1   |      |     |
| 農産加工マーケティング | 16   | 1   |      |     |
| 食品衛生学       | 16   | 1   |      |     |
| 食品栄養学       | 16   | 1   |      |     |
| 食品産業特別講義    | 16   | 1   |      |     |
| 地域食材論       | 32   | 2   |      |     |
| 農産物生産実習     | 200  | 5   |      |     |
| 農産物加工実習Ⅰ    | 320  | 8   |      |     |
| 加工品販売流通実習Ⅰ  | 40   | 1   |      |     |
| 食品品質評価実習    | 40   | 1   |      |     |
| 地域協働研究      | 40   | 1   |      |     |
| 食品関連産業実習    | 160  | 4   |      |     |
| 食品衛生学実験     |      |     | 32   | 1   |
| 食品保蔵学       |      |     | 16   | 1   |
| 食品機能性論      |      |     | 16   | 1   |
| 農産加工特産品開発   |      |     | 16   | 1   |
| 食品加工起業論     |      |     | 16   | 1   |
| 食品パッケージ論    |      |     | 16   | 1   |
| 地域伝統食品論     |      |     | 16   | 1   |
| 農産物加工実習Ⅱ    |      |     | 520  | 13  |
| 加工品販売流通実習Ⅱ  |      |     | 80   | 2   |

## 附 則

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に山形県立農業大学校に在籍する者に係る学科及び専攻コース並びに教科目並びにその時間数及び単位数は、改正後の第4条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 訓 令

## 山形県訓令第1号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号口中「5,860円」を「5,670円」に改め、同号ハ中「5,540円」を「5,480円」に改め、同条第3号中「6,850円」を「5,700円」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。



## 告 示

### 山形県告示第262号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成25年2月20日招集した山形県議会定例会は、同年3月19日閉会した。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第263号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、山形県保健医療計画を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、健康福祉部健康福祉企画課及び各総合支庁保健福祉環境部保健企画課において縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称       | 指定医療機関の所在地     | 指定年月日      |
|-----------------|----------------|------------|
| 松 田 外 科 医 院     | 米沢市城西四丁目4番25号  | 平成25. 1. 4 |
| 佐藤眼科医院銅町クリニック   | 山形市銅町一丁目6番35号  | 同 3. 1     |
| カメイ調剤薬局山大附属病院前店 | 山形市飯田西四丁目4番16号 | 同          |
| かもめ薬局あつみ店       | 鶴岡市温海字温海48番地   | 同          |

### 山形県告示第265号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称   | 指定医療機関の所在地    | 廃止年月日      |
|-------------|---------------|------------|
| 松 田 外 科 医 院 | 米沢市城西四丁目4番25号 | 平成25. 1. 4 |
| かもめ薬局あつみ店   | 鶴岡市温海字温海48番地  | 同 2. 28    |

**山形県告示第266号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称                     | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地      | 指定年月日      |
|-------------------------------|--------------------------|-----------------|------------|
| 特別養護老人ホームおばなざわ                | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護 | 尾花沢市大字五十沢186番地  | 平成25. 2. 1 |
| さくら鶴岡第4デイサービスセンター             | 介護予防通所介護                 | 鶴岡市柳田字田中30番地1   | 同 2. 7     |
| 医療法人社団丹心会 吉岡病院<br>院デイサービスてくてく | 通所介護<br>介護予防通所介護         | 天童市鎌田本町三丁目6番11号 | 同 2.28     |

**山形県告示第267号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                          | サービスの種類 | 指定年月日       |
|----------------|--------------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社ニチイ学館      | ニチイケアセンター若葉<br>新庄市若葉町24-19プレミアム21 1F | 居宅介護支援  | 平成25. 3. 21 |

**山形県告示第268号**

山形県農作物等災害対策事業費補助金交付規程を次のように定める。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県農作物等災害対策事業費補助金交付規程**

山形県農作物災害対策事業補助金交付規程（昭和48年1月県告示第97号）の全部を改正する。

（目的及び交付）

第1条 知事は、風水害、雪害その他の異常な自然現象等により農作物等に著しい被害が生じた場合又は著しい被害が生じることが見込まれる場合における当該被害の軽減及び拡大の防止並びに農作物の生産の維持確保を図るため、市町村が第3条第1項に定める事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの規程の定めるところにより、予算の範囲内で当該市町村に対し補助金を交付する。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業法人 農事組合法人、株式会社又は持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）であって、農業を営むものをいう。
- (2) 農業者の組織する団体 3戸以上の農業者により組織される団体のうち、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について定めのあるものをいう。
- (3) 仕入れに係る消費税等相当額 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額と当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に次条第2項各号に定める補助率を乗じて得た額をいう。

（補助対象事業及び補助金の額）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、農業協同組合、農業法人又は農業者の組織する団体（以下「農業協同組合等」という。）が行う次項各号に掲げる事業に要する経費について市町村が当該農業協同組合等に対し補助金を交付する事業であって、当該交付の額が、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上の額となるものとする。

- (1) 次項第1号から第8号までに掲げる事業 同項第1号から第8号までに定める補助金の額の2分の3に相当する額
  - (2) 次項第9号に掲げる事業 同号に定める補助金の額の3分の4に相当する額
- 2 補助金の額は、市町村の補助の対象となる農業協同組合等が行う次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 農業用等施設復旧事業 パイプハウス、おとう加温施設等の復旧のための資材の購入等に要する経費の3分の1に相当する額以内の額
  - (2) おとう雨除け施設復旧事業 おとう雨除け施設の復旧のための資材の購入等に要する経費の5分の1に相当する額以内の額
  - (3) 果樹棚復旧事業 果樹棚の復旧のための資材の購入等に要する経費の3分の1に相当する額以内の額
  - (4) 農薬購入事業 病害虫防除のための農薬の購入に要する経費の3分の1に相当する額以内の額
  - (5) 肥料購入事業 樹勢又は草勢回復のための肥料の購入に要する経費の3分の1に相当する額以内の額
  - (6) 種苗購入事業 水稻の種苗又は再播種用種子の購入に要する経費の3分の1に相当する額以内の額
  - (7) 補植用苗・種子購入事業（次号に掲げる事業に該当するものを除く。） 野菜、花き及びその他農作物の補植用苗又は再播種用種子の購入に要する経費の3分の1に相当する額以内の額
  - (8) 補植用苗木購入事業 果樹等の倒木又は樹体の損傷に伴う補植用苗木の購入に要する経費の2分の1に相当する額以内の額
  - (9) 融雪遅延対策事業 大雪等に伴う融雪遅延による営農活動への影響を未然に防止するための融雪剤の購入に要する経費の4分の1に相当する額以内の額

（補助金交付申請書）

第4条 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
  - (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- 2 市町村は、補助金の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る農業協同組合等の仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その額が明らかであるときは、これを減額して申請しなければならない。

（条件）

第5条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 第3条第2項各号に掲げる事業に要する経費の5分の1を超える額の変更
- (2) 第3条第2項各号に掲げる事業の主体の変更
- (3) 施行箇所又は設置場所の変更

2 市町村は、規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

3 市町村は、規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

4 市町村は、規則第7条第2項の規定により、規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業完了の年度の翌年度から5年間（補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則第22条及び第8条第1項及び第2項の規定により処分が制限されているものに係るものについては、当該制限を受ける期間）保管しなければならない。

（実績報告書）

第6条 補助事業の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後20日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、期限を繰り下げることがある。

- (1) 事業成績書（別記様式第1号）
- (2) 収支精算書（別記様式第2号）

2 市町村は、前項の実績報告書の提出に当たり、当該実績報告書を提出するまでの間に補助金に係る仕入れに係

る農業協同組合等の消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

- 3 市町村は、第1項の実績報告書を提出した後において、農業協同組合等の消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その額（前項の規定により減額した市町村については、その減じた額を上回る部分の額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第5号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の命令を受けてこれを返還するものとする。

（概算払）

第7条 知事は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることがある。

（財産処分の制限）

第8条 規則第22条第2号に規定する知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加額が1件50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第22条第3号に規定する知事が特に必要があると認めて定める財産は、取得価格又は効用の増加額が1件50万円以上の施設等とする。

- 3 市町村は、規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（別記様式第6号）に理由書を添えて提出しなければならない。

- 4 知事は、前項の承認をする場合において、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう命ずることがある。

- 5 規則第22条ただし書に規定する知事が定める期間は、取得し、又は効用の増加した財産についてそれぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

（書類の提出）

第9条 この補助金に関して知事に提出する書類は、所轄の総合支庁を経由するものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 改正後の山形県農作物等災害対策事業費補助金交付規程の規定は、平成25年度以後の年度分の補助金について適用し、平成24年度分までの補助金については、なお従前の例による。

別記

様式第1号（その1）

事業計画（成績）書

（災害名）

1 事業の目的及び概要

- (1) 目的
- (2) 実施（予定）期間 年 月 日～ 年 月 日
- (3) 実施（予定）概要

2 事業の内容及び経費の配分

| 事業区分 | 事業の内容及び概要                |                  |                 | 事業費 | 補助対象経費 | 事業費の内訳（経費の配分）  |                |              | 実施期間   |      | 摘要<br>（事業完了<br>年月日） |     |
|------|--------------------------|------------------|-----------------|-----|--------|----------------|----------------|--------------|--------|------|---------------------|-----|
|      | 事業主体<br>（名称・代表<br>者名・住所） | 事業対象<br>農家<br>戸数 | 事業対象施設<br>名（作物） |     |        | 事業<br>対象<br>面積 | 事業<br>対象<br>棟数 | 施設設置<br>経過年数 | 県<br>費 | 市町村費 |                     | その他 |
|      |                          |                  |                 | a   | 棟      | 年              | 円              | 円            | 円      |      |                     |     |
| 合計   |                          |                  |                 |     |        |                |                |              |        |      |                     |     |

- (注) 1 この計画（成績）書は、第3条第2項第1号から第3号までに掲げる事業について記載すること。また、災害ごとに別紙とすること。  
 2 事業費の内訳は、第3条第2項第1号から第3号までに掲げる事業の区分ごとに記載すること。  
 3 面積は、小数点以下第1位まで記載すること。  
 4 事業費の内訳のうち、県費については、1円未満の端数を切り捨てること。  
 5 添付書類

- (1) 市町村の補助金交付に関する規程又は要綱
- (2) 位置図（当該事業を実施する位置がわかる5万分の1の地図）
- (3) 事業主体が農業者の組織する団体である場合は、組織及び運営に関する規程又は約款
- (4) その他事業実施に必要な書類

様式第1号（その2）

事業計画（成績）書

（災害名）

1 事業の目的及び概要

- (1) 目的
- (2) 実施（予定）期間
- (3) 実施（予定）概要

2 事業の内容及び経費の配分

| 事業区分 | 事業の内容                |         |      |       | 数量 | 単価 | 事業費 | 事業費の内訳（経費の配分） |                      |    | 実施期間 |     | 摘要<br>（事業完了年月日） |
|------|----------------------|---------|------|-------|----|----|-----|---------------|----------------------|----|------|-----|-----------------|
|      | 事業主体<br>（名称・代表者名・住所） | 事業対象農家数 | 栽培面積 | 事業対象積 |    |    |     | 主な被害品目名       | 購入した農薬、肥料、苗木、融雪剤等の名称 | 県費 | 市町村費 | その他 |                 |
| 合計   |                      | 戸       | a    | a     |    | 円  | 円   | 円             | 円                    |    |      |     |                 |

- (注) 1 この計画（成績）書は、第3条第2項第4号から第9号までに掲げる事業について記載すること。また、災害ごとに別紙とすること。
- 2 事業費の内訳は、第3条第2項第4号から第9号までに掲げる事業の区分ごとに記載すること。
- 3 面積は、小数点以下第1位まで記載すること。
- 4 事業費の内訳のうち、県費については、1円未満の端数を切り捨てること。
- 5 添付書類
- (1) 市町村の補助金交付に関する規程又は要綱
  - (2) 位置図（当該事業を実施する位置がわかる5万分の1の地図）
  - (3) 事業主体が農業者の組織する団体である場合は、組織及び運営に関する規程又は約款
  - (4) その他事業実施に必要な書類

様式第2号

収 支 予 算（精 算）書

1 収入の部

| 区 分     | 本年度予算額<br>(本年度精算額) | 前年度予算額<br>(本年度予算額) | 比 較 |   | 摘 要 |
|---------|--------------------|--------------------|-----|---|-----|
|         |                    |                    | 増   | 減 |     |
| 県 補 助 金 |                    |                    |     |   |     |
| 市 町 村 費 |                    |                    |     |   |     |
| 合 計     |                    |                    |     |   |     |

2 支出の部

| 区 分    | 本年度予算額<br>(本年度精算額) | 前年度予算額<br>(本年度予算額) | 比 較 |   | 摘 要 |
|--------|--------------------|--------------------|-----|---|-----|
|        |                    |                    | 増   | 減 |     |
| 市町村補助金 |                    |                    |     |   |     |
| 合 計    |                    |                    |     |   |     |

様式第3号

番 号  
年 月 日

山形県知事 殿

市町村長 印

年度農作物等災害対策事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記の理由により計画を変更したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう関係書類を添えて申請します。

変更の理由

(注) 関係書類は、別記様式第1号及び別記様式第2号に準じて作成するものとし、変更前と変更後を比較対照できるよう両者を二段書きし、変更前を上段に朱書きしたものであること。

様式第4号

番 号  
年 月 日

山形県知事 殿

市町村長 印

年度農作物等災害対策事業遂行状況報告書

山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により、補助事業の遂行について指示を受けたいので、下記のとおり報告します。

記

1 予定期間内に完了しない又は補助事業の遂行が困難となった理由

2 遂行状況

| 事業区分 | 事業主体 | 年間計画 |     |      | 遂行状況 |     |      |     |       | 差引残事業 |     |      |         |  |
|------|------|------|-----|------|------|-----|------|-----|-------|-------|-----|------|---------|--|
|      |      | 事業量  | 事業費 | 県補助金 | 事業量  | 事業費 | 県補助金 | 出来高 | 確認年月日 | 事業量   | 事業費 | 県補助金 | 完了予定年月日 |  |
|      |      |      | 円   | 円    |      | 円   | 円    | 円   |       |       |     | 円    | 円       |  |



様式第5号

番 号  
年 月 日

山形県知事 殿

市町村長 印

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった農作物等災害対策事業について、仕入れに係る消費税等相当額が確定しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 山形県補助金等の適正化に関する規則第15条の補助金の額の確定額  
( 年 月 日付け 第 号による補助金の額の確定額) 金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 4 補助金返還相当額 金 円

(注) 事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第6号

番 号  
年 月 日

山形県知事 殿

市町村長 印

財産処分等承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった農作物等災害対策事業により取得した財産について、下記のとおり処分したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第22条の規定により承認されるよう申請します。

記

| 事業区分 | 事業主体 | 財産等の種類 | 数量 | 取得内容 |    | 取得年月日 | 残存価格 |    | 処分理由 | 備考 |
|------|------|--------|----|------|----|-------|------|----|------|----|
|      |      |        |    | 単価   | 金額 |       | 単価   | 金額 |      |    |
|      |      |        |    | 円    | 円  |       | 円    | 円  |      |    |

(注) 備考欄には、処分予定（金額、月日、処分先、方法）等を記載すること。

**山形県告示第269号**

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限（平成25年3月県内水面漁場管理委員会指示第1号）1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 次に掲げる水域を除く天童豊栄床固めから上流の最上川並びにその支流及び小支流  
(1) 水窪ダムから上流の刈安川、前ヶ沢川及び矢沢川並びにそれらの支流及び小支流  
(2) 東置賜郡川西町小松地内の蓬田頭首工から上流の犬川並びにその支流及び小支流
- 米沢市内の松が岬公園の堀
- 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地蔵川
- 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 村山東根土地改良区の第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路
- 東根市長瀬地内の二の堀
- 新井田川、その支流及び小支流並びに豊川
- 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川並びにその支流及び小支流

**山形県告示第270号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称  
今野川土地改良区
- 事務所の所在地  
鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰53番地
- 認可年月日  
平成25年3月18日
- その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第271号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称  
笹川土地改良区
- 事務所の所在地  
鶴岡市藤浪二丁目27番地
- 認可年月日  
平成25年3月19日
- その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第272号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所  
飽海郡遊佐町吹浦字三崎1の134（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第273号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字津沢字黒森367の1（次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養  
(3) 変更に係る指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字萩生字南中ヶ沢2979の40、字上中ヶ沢2978の1、大字寺泉字明神平4158の1、字折草沢4156の1、字小濁り沢4155の3  
(2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養  
(3) 変更に係る指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字高峰字夫揃4220の1から4220の5まで、4221  
(2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養  
(3) 変更に係る指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字高峰字北沢三1688、字尾洗沢4217の1、4218の1、4218の4、字北沢4219の1、4219の5から4219の7まで
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
  - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字高峰字石取沢二4214の2、4214の5
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
  - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字高峰字渋沼4223の1（次の図に示す部分に限る。）、4223の5から4223の7まで、字柴倉4224の1（次の図に示す部分に限る。）、4224の5、4225の1、4225の5、字大谷地4227の1、4227の2
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
  - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字手ノ子字穴切2328の27、2328の28
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
  - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字手ノ子字穴切2328の36、2328の39から2328の41まで
- (2) 保安林として指定された目的  
水源<sup>かん</sup>の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字高峰字地獄沢4068、4072の2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字高峰字安道寺4100の5（国有林）、4090の1、4095の1、4100の1、字作並4088の1、4089の1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字高峰字南洗尾4204の2（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字石取沢二4214の28（国有林）、4214の4、4214の21から4214の25まで、4214の32、字作並4085の2、4085の7、4087の2、字栗梨沢4215の6、4215の20、4216の2、字尾洗沢4217の3、4217の4、4218の3
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 12 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字萩生字立岩3023の6・3023の8・3023の9（以上3筆国有林）、3023の1から3023の5まで、3023の7、字栲澤3006の5、字瀧ノ澤3021の12、字二ノ経操3102の2、字行人沢3103の2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 13 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字萩生字前野3107の16・3107の17（以上2筆国有林）、3107の15、3107の18
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 14 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字萩生字筋山3104、3105の1、3105の2、3105の10から3105の20まで、3105の29、3105の31、3105の33から3105の37まで
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐は、択伐による。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 15 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字手ノ子字塩波2370の1、字下塩波二1865の乙、1865の4、1866の5
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

16 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

西置賜郡飯豊町大字手ノ子字大比戸2310の10（国有林）、2310の4、字柏手2304の1、2304の19

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び飯豊町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

山形県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形朝日線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長           |
|-----------------------------------------|------|--------------------|---------------|
| 東村山郡山辺町大字山辺字庚段6168番2から<br>同 字上野1774番2まで | 旧    | 17.0メートル<br>} 5.4  | メートル<br>1,488 |
| 同 上                                     |      | 42.3メートル<br>} 16.0 | メートル<br>1,654 |
| 同 上                                     | 新    | 42.3メートル<br>} 16.0 | 同 上           |

山形県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形山辺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                                | 延長                           |
|----------------------------------------|---|------|--------------------------------------|------------------------------|
| 東村山郡山辺町大字山辺字南町645番1から<br>同 大字根際字五宮2番まで |   | 旧    | 34.5 <small>メートル</small><br>}<br>7.6 | <small>メートル</small><br>2,216 |
|                                        |   |      | 12.0 <small>メートル</small><br>}<br>4.0 | <small>メートル</small><br>1,812 |
| 同                                      | 上 | 新    | 34.5 <small>メートル</small><br>}<br>7.6 | <small>メートル</small><br>2,216 |
| 同                                      | 上 |      | 12.0 <small>メートル</small><br>}<br>4.0 | <small>メートル</small><br>1,329 |

## 山形県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童河北線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                                | 延長                         |
|----------------------------------------------------|---|------|--------------------------------------|----------------------------|
| 西村山郡河北町谷地字真木334番1から<br>東根市大字藤助新田字榎川向994番2, 994番3まで |   | 旧    | 17.0 <small>メートル</small><br>}<br>8.7 | <small>メートル</small><br>300 |
|                                                    |   |      | 17.0 <small>メートル</small><br>}<br>8.7 | <small>メートル</small><br>583 |
| 同                                                  | 上 | 新    | 17.0 <small>メートル</small><br>}<br>8.7 | 同上                         |

## 山形県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寒河江村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                               | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延長                         |
|---------------------------------|---|------|---------------------------------------|----------------------------|
| 西村山郡河北町字造山79番1から<br>同 字畑中38番7まで |   | 旧    | 10.3 <small>メートル</small><br>}<br>7.7  | <small>メートル</small><br>340 |
|                                 |   |      | 16.8 <small>メートル</small><br>}<br>13.8 | 同上                         |
| 同                               | 上 | 新    | 16.8 <small>メートル</small><br>}<br>13.8 | 同上                         |



**山形県告示第278号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 寒河江村山線
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町字造山79番1から  
同 字畑中38番7まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月29日

**山形県告示第279号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 長井大江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字常盤字アクトは363番1から  
同 字前田ろ32番5まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月29日

**山形県告示第280号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄鮭川戸沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長             |
|-----------------------------------------|------|----------------------|-----------------|
| 最上郡鮭川村大字曲川字大森外19国有林2037林班と小班から<br>同 上まで | 旧    | 7.0メートル<br>}<br>5.0  | メートル<br>}<br>21 |
| 同 上                                     | 新    | 19.0メートル<br>}<br>5.0 | 同 上             |

**山形県告示第281号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄長沢尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                  | 間   | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延長     |
|------------------------------------|-----|------|---------------------|--------|
| 最上郡舟形町長沢字大焼黒山外5国有林2112林班り小班から<br>同 | 上まで | 旧    | 9.0メートル<br>}<br>6.0 | 40メートル |
| 同                                  | 上   | 新    | 9.0メートル<br>}<br>6.0 | 同上     |

**山形県告示第282号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 最上小野田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                        | 間           | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長      |
|--------------------------|-------------|------|-----------------------|---------|
| 最上郡最上町大字満沢字中村258番から<br>同 | 字市ノ沢1754番まで | 旧    | 10.0メートル<br>}<br>5.0  | 420メートル |
| 同                        | 上           | 新    | 35.0メートル<br>}<br>16.0 | 同上      |

**山形県告示第283号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 344号
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字大沢字砂子沢908番3から  
同 字古屋敷753番4まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月29日

**山形県告示第284号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 新庄鮭川戸沢線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字大森外19国有林2037林班と小班から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月29日

山形県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 路線名 新庄長沢尾花沢線
- 2 供用開始の区間 最上郡舟形町長沢字大焼黒山外5国有林2112林班り小班から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月29日

山形県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 路線名 稲沢下野明線
- 2 供用開始の区間 最上郡金山町大字下野明字中下堰南525番1から  
同 384番9まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月29日

山形県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                        | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|----------------------------|------|--------------------|------------|
| 鶴岡市藤島字笹花51番4から<br>同 81番3まで | 旧    | 47.2メートル<br>} 16.4 | メートル<br>53 |
| 同 上                        | 新    | 34.6メートル<br>} 17.8 | 同 上        |

山形県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|------------------|---|------|----------|---------|
| 飽海郡遊佐町野沢字福ノ内8番から |   | 旧    | 13.4メートル | 141メートル |
| 同 富岡字家ノ前110番まで   |   |      | 7.0      |         |
| 同                | 上 | 新    | 21.0メートル | 同上      |
|                  |   |      | 7.0      |         |

## 山形県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三瀬水沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区               | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|-----------------|---|------|----------|---------|
| 鶴岡市矢引字矢引107番1から |   | 旧    | 40.0メートル | 200メートル |
| 同 50番15まで       |   |      | 10.8     |         |
| 同               | 上 | 新    | 40.0メートル | 同上      |
|                 |   |      | 7.0      |         |

## 山形県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三瀬水沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区              | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|----------------|---|------|----------|---------|
| 鶴岡市大広字町川163番から |   | 旧    | 21.0メートル | 304メートル |
| 同 182番まで       |   |      | 6.0      |         |
| 同              | 上 | 旧    | 27.0メートル | 256メートル |
|                |   |      | 17.0     |         |
| 同              | 上 | 新    | 27.0メートル | 同上      |
|                |   |      | 17.0     |         |

## 山形県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 三瀬水沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                            | 延 長                       |
|------------------|---|------|----------------------------------|---------------------------|
| 鶴岡市水沢字行司免134番2から |   | 旧    | 15.0 <small>メートル</small>         | <small>メートル</small><br>72 |
| 同 134番6まで        |   |      | 13.0                             |                           |
| 同                | 上 | 新    | 18.0 <small>メートル</small><br>15.2 | 同 上                       |

山形県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 湯田川羽前水沢停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区              | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                            | 延 長                       |
|----------------|---|------|----------------------------------|---------------------------|
| 鶴岡市水沢字水京17番2から |   | 旧    | 21.4 <small>メートル</small>         | <small>メートル</small><br>72 |
| 同 1番1まで        |   |      | 13.4                             |                           |
| 同              | 上 | 新    | 24.0 <small>メートル</small><br>14.6 | 同 上                       |

山形県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 余目加茂線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                            | 延 長                          |
|-------------------|---|------|----------------------------------|------------------------------|
| 鶴岡市辻興野字街ノ上389番1から |   | 旧    | 19.0 <small>メートル</small>         | <small>メートル</small><br>1,348 |
| 同 下川字龍花崎64番82まで   |   |      | 5.8                              |                              |
| 同                 | 上 | 新    | 22.6 <small>メートル</small><br>12.6 | 同 上                          |

**山形県告示第294号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 添津藤島停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                        | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                       |
|----------------------------|------|---------------------------------------|---------------------------|
| 鶴岡市藤島字笹花51番4から<br>同 51番1まで | 旧    | 16.2 <small>メートル</small><br>}<br>16.2 | <small>メートル</small><br>11 |
| 同 上                        | 新    | 21.0 <small>メートル</small><br>}<br>16.2 | <small>メートル</small><br>24 |

**山形県告示第295号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 余目加茂線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                        |
|---------------------------------------|------|---------------------------------------|----------------------------|
| 東田川郡三川町大字角田二口字土手東87番2から<br>同 字門前236まで | 旧    | 39.0 <small>メートル</small><br>}<br>16.8 | <small>メートル</small><br>487 |
| 同 上                                   | 新    | 30.0 <small>メートル</small><br>}<br>19.6 | 同 上                        |

**山形県告示第296号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 菅野代堅苔沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 鶴岡市山五十川字小平47番1から<br>同 32番1まで | 旧    | 19.0メートル<br>} 9.0  | メートル<br>139 |
| 同 上                          | 新    | 34.2メートル<br>} 17.4 | 同 上         |

**山形県告示第297号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 菅野代堅苔沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長



| 区 間                       | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長          |
|---------------------------|------|--------------------|--------------|
| 鶴岡市戸沢字上川内2番1から<br>同 1番2まで | 旧    | 19.0メートル<br>} 9.0  | メートル<br>47.4 |
| 同 上                       | 新    | 34.2メートル<br>} 17.4 | 同 上          |

**山形県告示第298号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 余目温海線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|-------------------------------|------|--------------------|------------|
| 鶴岡市一霞字宮之台162番1から<br>同 162番9まで | 旧    | 41.0メートル<br>} 12.0 | メートル<br>52 |
| 同 上                           | 新    | 75.0メートル<br>} 41.0 | 同 上        |

**山形県告示第299号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 余目温海線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区              | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|----------------|---|------|----------|--------|
| 鶴岡市一霞字布滝14番1から |   | 旧    | 28.0メートル | 61メートル |
| 同 14番7まで       |   |      | 18.8     |        |
| 同              | 上 | 新    | 71.0メートル | 同上     |
|                |   |      | 70.0     |        |

## 山形県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三瀬水沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区             | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|---------------|---|------|----------|---------|
| 鶴岡市三瀬字下降矢5番から |   | 旧    | 26.0メートル | 849メートル |
| 同 中山字草見31番1まで |   |      | 4.6      |         |
| 同             | 上 | 旧    | 34.0メートル | 903メートル |
|               |   |      | 10.4     |         |
| 同             | 上 | 新    | 34.0メートル | 同上      |
|               |   |      | 10.4     |         |



**山形県告示第301号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 345号
  - 2 供用開始の区間 鶴岡市藤島字笹花51番4から  
同 81番3まで
  - 3 供用開始の期日 平成25年3月29日
- 

**山形県告示第302号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 345号
  - 2 供用開始の区間 飽海郡遊佐町野沢字福ノ内8番から  
同 富岡字家ノ前110番まで
  - 3 供用開始の期日 平成25年3月29日
- 

**山形県告示第303号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 三瀬水沢線
  - 2 供用開始の区間 鶴岡市水沢字行司免134番2から  
同 134番6まで
  - 3 供用開始の期日 平成25年3月29日
- 

**山形県告示第304号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 湯田川羽前水沢停車場線
  - 2 供用開始の区間 鶴岡市水沢字水京17番2から  
同 1番1まで
  - 3 供用開始の期日 平成25年3月29日
- 

**山形県告示第305号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |   |         |                            |
|---|---------|----------------------------|
| 1 | 路線名     | 添津藤島停車場線                   |
| 2 | 供用開始の区間 | 鶴岡市藤島字笹花51番4から<br>同 51番1まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 平成25年3月29日                 |

**山形県告示第306号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |   |         |                                        |
|---|---------|----------------------------------------|
| 1 | 路線名     | 余目加茂線                                  |
| 2 | 供用開始の区間 | 東田川郡三川町大字角田二口字土手東87番2から<br>同 字門前236番まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 平成25年3月29日                             |

**山形県告示第307号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |   |         |                              |
|---|---------|------------------------------|
| 1 | 路線名     | 菅野代堅苔沢線                      |
| 2 | 供用開始の区間 | 鶴岡市山五十川字小平47番1から<br>同 32番1まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 平成25年3月29日                   |

**山形県告示第308号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |   |         |                           |
|---|---------|---------------------------|
| 1 | 路線名     | 菅野代堅苔沢線                   |
| 2 | 供用開始の区間 | 鶴岡市戸沢字上川内2番1から<br>同 1番2まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 平成25年3月29日                |

**山形県告示第309号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |   |         |                               |
|---|---------|-------------------------------|
| 1 | 路線名     | 余目温海線                         |
| 2 | 供用開始の区間 | 鶴岡市一霞字宮之台162番1から<br>同 162番9まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 平成25年3月29日                    |

**山形県告示第310号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 余目温海線
  - 2 供用開始の区間 鶴岡市一霞字布滝14番1から  
同 14番7まで
  - 3 供用開始の期日 平成25年3月29日
- 

**山形県告示第311号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 三瀬水沢線
  - 2 供用開始の区間 鶴岡市三瀬字下降矢5番から  
同 中山字草見31番1まで
  - 3 供用開始の期日 平成25年3月29日
- 

**山形県告示第312号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
山形市、米沢市、鶴岡市、上山市、南陽市  
西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町
  - 2 基本測量を実施した期間  
平成24年10月1日から平成25年3月8日まで
  - 3 作業の種類  
基本測量（精密測地網高精度三次元測量）
- 

**山形県告示第313号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
    - (1) 種類 鶴岡都市計画道路
    - (2) 名称 3・3・4号美原町湯田川線、3・5・15号神明町海老島線、3・4・11号千石町番田線、3・5・10号上本町城山線及び3・6・3号荒町日枝線
  - 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
-

**山形県告示第314号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 鶴岡都市計画緑地
  - (2) 名称 7号北部1号緑地
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第315号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 温海都市計画道路
  - (2) 名称 3・5・3号原海臨港線、3・5・7号湯之尻紅葉岡線
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第316号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第2条第2項の規定により定めた蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの区域を次のように変更し、平成25年4月1日から供用を開始する。

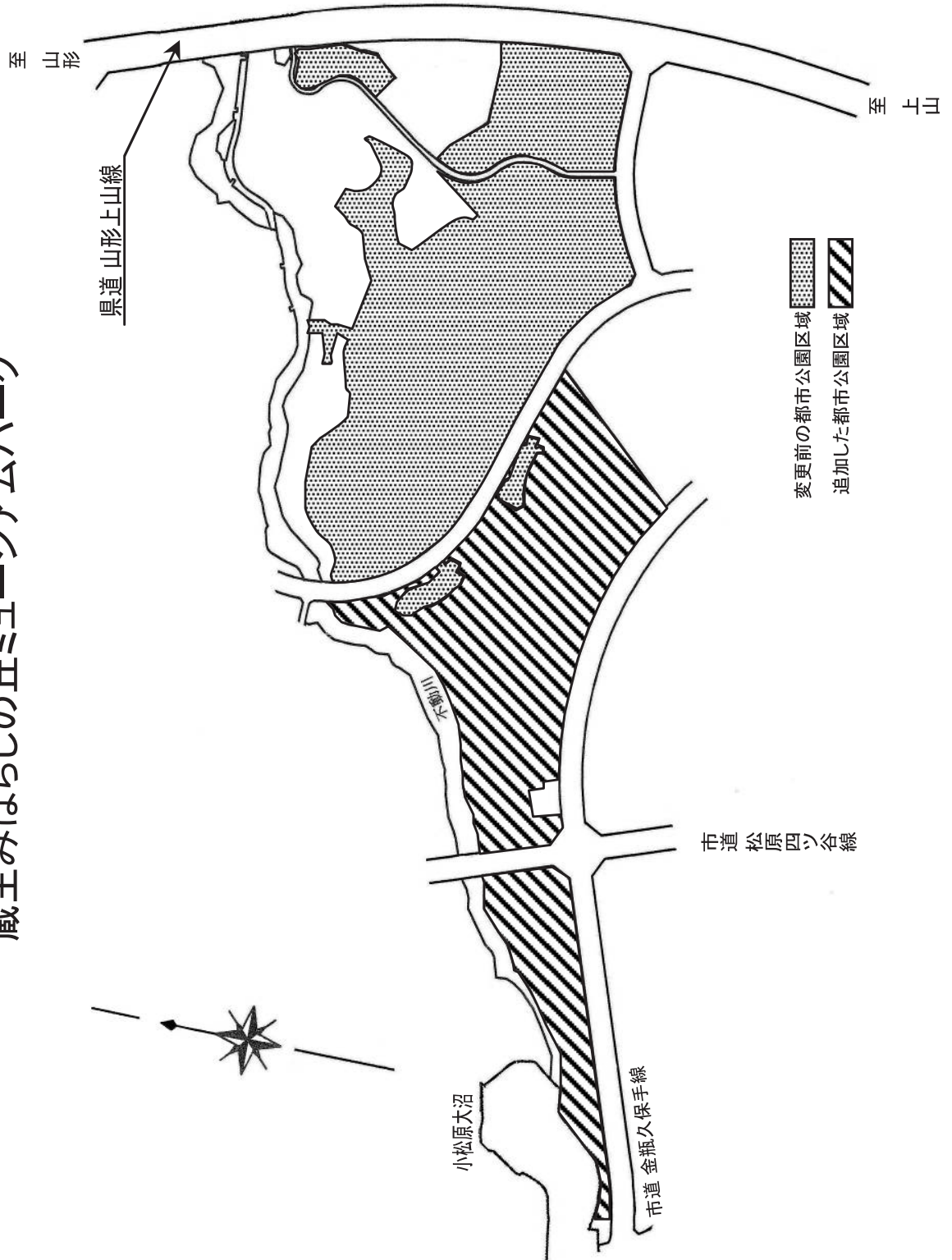
なお、関係図面は、県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの区域  
次の図のとおり

# 蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク



## 山形県告示第317号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 五味沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 吉田沢東沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 宮の台         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 松岡沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 下叶水沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 水上沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 寺ノ沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 上山沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 薬師沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 中田山崎沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| サクロ沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 東股ノ沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 泉岡沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 葎ノ沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 五味沢北二ノ沢     | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 長沢南沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 林ノ沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 葉山ノ沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 林ノ沢南沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 岩井沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 木落－1        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|        |          |     |
|--------|----------|-----|
| 木落ー2   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| サング沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 水上沢北沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 芦ヶ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 田頭沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 高野     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 菜畑沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大石     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大石西沢ー1 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大石西沢ー2 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 黒沢沢ー1  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 新原     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 杉ノ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 水無沢ー1  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 水無沢ー2  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 水無沢ー3  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 小平沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 吉田沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 根木林沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 土尾     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| シロケ沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 野中沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| ガンジャ沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 林ノ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 境沢      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 百苺田     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| ウルイ沢－1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| ウルイ沢－2  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| ツツミ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| トナリ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 五味沢     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 玉川発電所－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 長者原発電所  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 叶水－1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 叶水－2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 川入－1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 川入－2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 川入－3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 温身平－1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 温身平－2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 泡の湯     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤芝発電所－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤芝発電所－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 箱の口2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 六斗沢2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小国小坂町－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小国小坂町－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小国小坂町－3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |



|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 小国小坂町－4 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 箱の口－1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 箱の口－2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 沼沢－3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 越中里     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 向大石     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 河原角－1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 河原角－2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大滝      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 箱の口1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 箱の口3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 町原      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小坂－1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小坂－2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小坂－3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに小国町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第318号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 松岡沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 下叶水沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 水上沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

|         |          |     |
|---------|----------|-----|
| 寺ノ沢     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 中田山崎沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| サンクロ沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 泉岡沢     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 五味沢北二ノ沢 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 林ノ沢     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 葉山ノ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 木落－1    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 木落－2    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| サンゴ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 水上沢北沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 芦ヶ沢     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 田頭沢     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 高野      | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 菜畑沢     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大石西沢－1  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大石西沢－2  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 黒沢沢－1   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 新原      | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 杉ノ沢     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 水無沢－1   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 水無沢－2   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 水無沢－3   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 小平沢     | 別紙図面のとおり | 土石流 |

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 吉田沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 根木林沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 土尾      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| シロケ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 野中沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| ガンジャ沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 林ノ沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 境沢      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| ウルイ沢－1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| ウルイ沢－2  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| ツツミ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| トナリ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 五味沢     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 玉川発電所－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 長者原発電所  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 叶水－1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 叶水－2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 川入－1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 川入－2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 川入－3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 温身平－1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 温身平－2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 泡の湯     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤芝発電所－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|         |           |         |
|---------|-----------|---------|
| 赤芝発電所－2 | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 箱の口2    | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 六斗沢2    | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 小国小坂町－1 | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 小国小坂町－3 | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 小国小坂町－4 | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 箱の口－1   | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 箱の口－2   | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 沼沢－3    | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 越中里     | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 向大石     | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 河原角－1   | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 河原角－2   | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 大滝      | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 箱の口1    | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 箱の口3    | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 町原      | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 小坂－1    | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 小坂－2    | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 小坂－3    | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに小国町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第319号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、庄内空港緩衝緑地の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称                  | 使 用 時 間                                                 | 休 業 日                                                                                   |
|----------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| オートキャンプ場                   | 宿泊を伴わない使用にあつては午前9時から午後5時まで、宿泊を伴う使用にあつては午後1時から翌日の午前11時まで | 11月4日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）から翌年の4月の第3金曜日まで |
| テニスコート<br>多目的広場<br>アーチェリー場 | 午前9時から午後6時まで                                            | 12月29日から翌年の1月3日まで                                                                       |

2 適用期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

山形県告示第320号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、庄内空港緩衝緑地の利用料金を次のとおり承認した。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

| 区 分               | 単 位          | 利用料金             |
|-------------------|--------------|------------------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 | 1人1日につき      | 700円             |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 | 1平方メートル1日につき | 70円              |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 | 1人1日につき      | 700円             |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影         | 1人1日につき<br>700円  |
|                   | 映画撮影         | 1日につき<br>14,000円 |

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

| 有料公園施設の名称 | 区 分           | 利 用 料 金                    |                    |                    |
|-----------|---------------|----------------------------|--------------------|--------------------|
| オートキャンプ場  | 入 場           | 児童生徒等（幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。） | 1人1回当たり<br>200円    |                    |
|           |               | 児童生徒等以外の者                  | 1人1回当たり<br>400円    |                    |
|           | テントサイトの<br>使用 | 宿泊を伴わない使用                  | 1区画1回当たり<br>1,100円 |                    |
|           |               | 宿泊を伴う使用                    | 閑散期平日              | 1区画1泊当たり<br>1,550円 |
|           |               |                            | 上記以外の日             | 1区画1泊当たり<br>3,100円 |

|         |                            |                |                    |                  |
|---------|----------------------------|----------------|--------------------|------------------|
| テニスコート  | 児童生徒等のみが使用する場合             |                | 1面1時間当たり<br>250円   |                  |
|         | 上記以外の場合                    |                | 1面1時間当たり<br>500円   |                  |
| 多目的広場   | 全部を使用する場合                  | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり<br>250円     |                  |
|         |                            | 上記以外の場合        | 1時間当たり<br>500円     |                  |
|         | 半面を使用する場合                  | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり<br>130円     |                  |
|         |                            | 上記以外の場合        | 1時間当たり<br>250円     |                  |
| アーチェリー場 | アーチェリーに<br>使用する場合          | 全部を単独で使用する場合   | 児童生徒等のみ<br>が使用する場合 | 1時間当たり<br>1,270円 |
|         |                            |                | 上記以外の場合            | 1時間当たり<br>2,540円 |
|         |                            | 上記以外の場合        | 児童生徒等が使用<br>する場合   | 1人1回当たり<br>200円  |
|         |                            |                | 上記以外の場合            | 1人1回当たり<br>400円  |
|         | アーチェリー以<br>外の用途に使用<br>する場合 | 全部を単独で使用する場合   | 児童生徒等のみ<br>が使用する場合 | 1時間当たり<br>250円   |
|         |                            |                | 上記以外の場合            | 1時間当たり<br>500円   |
|         |                            | 上記以外の場合        | 児童生徒等が使用<br>する場合   | 1人1時間当たり<br>30円  |
|         |                            |                | 上記以外の場合            | 1人1時間当たり<br>60円  |

## ロ 付属施設及び器具の利用料金

| 区 分      |        | 単 位    | 利 用 料 金 |
|----------|--------|--------|---------|
| オートキャンプ場 | 温水シャワー | 1回につき  | 100円    |
|          | 洗濯機    | 1回につき  | 100円    |
|          | 衣類乾燥機  | 1回につき  | 100円    |
| テニスコート   | 温水シャワー | 1回につき  | 100円    |
|          | 会議室    | 1時間につき | 300円    |

## 備考

- この表において「閑散期平日」とは、4月から6月まで及び9月から11月までの土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）を除く日をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

## 2 適用期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

## 山形県告示第321号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

財団法人日本住宅・木材技術センター  
東京都江東区新砂三丁目4番2号

## 2 届出の内容

| 指定構造計算適合性判定機関の名称  |                     | 変更年月日      |
|-------------------|---------------------|------------|
| 変 更 前             | 変 更 後               |            |
| 財団法人日本住宅・木材技術センター | 公益財団法人日本住宅・木材技術センター | 平成25. 4. 1 |

## 山形県告示第322号

次の開発行為は、完了した。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 許可番号

平成25年3月13日 指令村総建第5035号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

寒河江市大字寒河江字横道20番、21番、22番

## 3 開発許可を受けた者の住所及び名称

天童市東久野本一丁目1番12号

株式会社須藤不動産

## 山形県告示第323号

昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。ただし、同日前に行われた公告その他の契約の申込の誘引に係る契約で、同日以後に締結する契約については、なお従前の例による。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第36条第8項、第47条第2項及び第4項、第52条第3項並びに第54条第1項及び第2項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

第2 物件売払契約約款の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第7条第1項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

第3 物件購入契約約款の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第13条第1項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

第4 印刷物製造請負契約約款の一部を次のように改正する。

第14条第1項、第17条第1項並びに第22条第1項及び第2項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

**山形県告示第324号**

山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）第11条第2項の規定により、山形県体育館及び山形県武道館の利用料金を次のとおり承認した。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

イ 山形県体育館

(イ) 主競技場の全部（ステージを含む。）を単独で使用する場合

| 区 分                   |              |                | 利用料金の額         |                |
|-----------------------|--------------|----------------|----------------|----------------|
|                       |              |                | 午前5時から午後6時まで   | 午後6時から午前5時まで   |
| アマチュアスポーツに使用する場合      | 入場料金を領収しない場合 | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり 900円    | 1時間当たり 1,300円  |
|                       |              | 上記以外の場合        | 1時間当たり 1,800円  | 1時間当たり 2,600円  |
|                       | 入場料金を領収する場合  | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり 1,800円  | 1時間当たり 2,600円  |
|                       |              | 上記以外の場合        | 1時間当たり 3,600円  | 1時間当たり 5,200円  |
| アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合 | 入場料金を領収しない場合 |                | 1時間当たり 9,000円  | 1時間当たり 13,000円 |
|                       | 入場料金を領収する場合  |                | 1時間当たり 36,000円 | 1時間当たり 52,000円 |

(ロ) 主競技場の北側又は南側の部分を単独で使用する場合

| 区 分              |              |                | 利用料金の額       |               |
|------------------|--------------|----------------|--------------|---------------|
|                  |              |                | 午前9時から午後6時まで | 午後6時から午後9時まで  |
| アマチュアスポーツに使用する場合 | 入場料金を領収しない場合 | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり 450円  | 1時間当たり 650円   |
|                  |              | 上記以外の場合        | 1時間当たり 900円  | 1時間当たり 1,300円 |

(ハ) 小競技場の全部を単独で使用する場合

| 区 分              |              |                | 利用料金の額        |               |
|------------------|--------------|----------------|---------------|---------------|
|                  |              |                | 午前5時から午後6時まで  | 午後6時から午前5時まで  |
| アマチュアスポーツに使用する場合 | 入場料金を領収しない場合 | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり 450円   | 1時間当たり 650円   |
|                  |              | 上記以外の場合        | 1時間当たり 900円   | 1時間当たり 1,300円 |
|                  | 入場料金を領収する場合  | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり 900円   | 1時間当たり 1,300円 |
|                  |              | 上記以外の場合        | 1時間当たり 1,800円 | 1時間当たり 2,600円 |



|                       |              |                |                |
|-----------------------|--------------|----------------|----------------|
| アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合 | 入場料金を領収しない場合 | 1時間当たり 4,500円  | 1時間当たり 6,500円  |
|                       | 入場料金を領収する場合  | 1時間当たり 18,000円 | 1時間当たり 26,000円 |

(ニ) (イ)、(ロ)及び(ハ)以外の場合

| 区 分        | 使用の単位                   | 利用料金の額 |
|------------|-------------------------|--------|
| 児童等が使用する場合 | 午前9時から午後9時までの4時間<br>当たり | 60円    |
| 生徒等が使用する場合 |                         | 110円   |
| 上記以外の場合    |                         | 220円   |

ロ 山形県武道館

(イ) 柔道場又は剣道場の全部を単独で使用する場合

| 区 分                   |              |                | 利用料金の額           |                  |
|-----------------------|--------------|----------------|------------------|------------------|
|                       |              |                | 午前5時から午後6時<br>まで | 午後6時から午前5時<br>まで |
| アマチュアスポーツに使用する場合      | 入場料金を領収しない場合 | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり 300円      | 1時間当たり 400円      |
|                       |              | 上記以外の場合        | 1時間当たり 600円      | 1時間当たり 800円      |
|                       | 入場料金を領収する場合  | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり 600円      | 1時間当たり 800円      |
|                       |              | 上記以外の場合        | 1時間当たり 1,200円    | 1時間当たり 1,600円    |
| アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合 | 入場料金を領収しない場合 | 1時間当たり 2,400円  | 1時間当たり 3,200円    |                  |
|                       | 入場料金を領収する場合  | 1時間当たり 4,800円  | 1時間当たり 6,400円    |                  |

(ロ) 主競技場の北側又は南側の部分を単独で使用する場合

| 区 分        | 使用の単位                   | 利用料金の額 |
|------------|-------------------------|--------|
| 児童等が使用する場合 | 午前9時から午後9時までの4時間<br>当たり | 60円    |
| 生徒等が使用する場合 |                         | 110円   |
| 上記以外の場合    |                         | 220円   |

## (2) 設備

| 区分    | 使用の単位    | 利用料金の額               |                           |
|-------|----------|----------------------|---------------------------|
|       |          | アマチュアスポーツに使用する<br>場合 | アマチュアスポーツ以外の用<br>途に使用する場合 |
| 合宿所   | 1人1泊当たり  | 児童生徒等が使用する<br>場合     | 350円                      |
|       |          | 上記以外の場合              | 450円                      |
| 会議室   | 1時間当たり   | 250円                 | 500円                      |
| ステージ  | 1時間当たり   | 300円                 | 600円                      |
| 放送設備  | 1時間当たり   | 400円                 | 800円                      |
| 電光表示板 | 1組1時間当たり | 700円                 | 1,900円                    |

## (3) 電気消費及び暖房使用に係る加算額

| 区分 |            |        | 使用の単位                 | 加算額    |        |
|----|------------|--------|-----------------------|--------|--------|
| 電気 | 山形県<br>体育館 | 主競技場   | 全灯使用                  | 1時間当たり | 2,400円 |
|    |            |        | 4分の1灯を超え2分の1灯<br>以下使用 | 1時間当たり | 1,200円 |
|    |            |        | 4分の1灯以下使用             | 1時間当たり | 600円   |
|    |            | ステージ   | 1時間当たり                | 600円   |        |
|    |            | 小競技場   | 1時間当たり                | 150円   |        |
|    | 山形県<br>武道館 | 柔道場    | 1時間当たり                | 100円   |        |
|    |            | 剣道場    | 1時間当たり                | 100円   |        |
|    | 特殊電源装置     | 1時間当たり | 500円                  |        |        |
| 暖房 | 山形県体育館主競技場 |        | 1時間当たり                | 9,500円 |        |
|    | 合宿所        |        | 1人1泊当たり               | 200円   |        |
|    | 会議室        |        | 1時間当たり                | 400円   |        |

## 備考

- 1 山形県体育館及び山形県武道館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。
- 2 この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- 3 この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる

者をいう。

4 この表において「生徒等」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。

5 この表において「児童生徒等」とは、児童等又は生徒等をいう。

6 この表により利用料金の額を算定する場合において、使用する時間の単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

7 施設等の使用に当たり電気を消費し、又は暖房を使用する場合は、(1)又は(2)の表に掲げる額に(3)の表に掲げる額を加算した額とする。ただし、会議室を使用する場合は、電気消費に係る加算額は、加算しないものとする。

2 適用期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

山形県告示第325号

山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）第11条第2項の規定により、山形県あかねヶ丘陸上競技場の利用料金を次のとおり承認した。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

イ 全部を単独で使用する場合

| 区 分                           |                  | 利用料金の額         |               |
|-------------------------------|------------------|----------------|---------------|
| アマチュアスポーツ<br>に使用する場合          | 入場料金を領収しない<br>場合 | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり 700円   |
|                               |                  | 上記以外の場合        | 1時間当たり 1,400円 |
|                               | 入場料金を領収する場<br>合  | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり 1,400円 |
|                               |                  | 上記以外の場合        | 1時間当たり 2,900円 |
| アマチュアスポーツ<br>以外の用途に使用す<br>る場合 | 入場料金を領収しない場合     | 1時間当たり 7,300円  |               |
|                               | 入場料金を領収する場合      | 1時間当たり 29,300円 |               |

ロ イ以外の場合

(イ) 個人使用の場合

| 区 分        | 利用料金の額       |
|------------|--------------|
| 児童等が使用する場合 | 1人1回当たり 50円  |
| 生徒等が使用する場合 | 1人1回当たり 100円 |
| 上記以外の場合    | 1人1回当たり 200円 |

## (ロ) パスポートで使用する場合

| 区 分                                 | 利用料金の額 |        |
|-------------------------------------|--------|--------|
| 小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者が使用する場合   | 1人当たり  | 3,000円 |
| 生徒等が使用する場合                          | 1人当たり  | 6,000円 |
| 上記以外の場合（幼稚園の幼児又はこれに準ずる者が使用する場合を除く。） | 1人当たり  | 9,000円 |

## (ハ) 回数券で使用する場合

| 区 分                                 | 利用料金の額  |        |
|-------------------------------------|---------|--------|
| 小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者が使用する場合   | 1人6回当たり | 250円   |
| 生徒等が使用する場合                          | 1人6回当たり | 500円   |
| 上記以外の場合（幼稚園の幼児又はこれに準ずる者が使用する場合を除く。） | 1人6回当たり | 1,000円 |

## (2) 設備

## イ 個人使用の場合

| 区 分    | 使用の単位   | 利 用 料 金 の 額          |                        |
|--------|---------|----------------------|------------------------|
|        |         | アマチュアスポーツに使用する<br>場合 | アマチュアスポーツ以外に使用<br>する場合 |
| 温水シャワー | 1人1回当たり | 100円                 | 300円                   |
| 放送設備   | 1人1回当たり | 400円                 | 1,100円                 |

## ロ 回数券で使用する場合

| 区 分    | 利用料金の額       | 備 考                  |
|--------|--------------|----------------------|
| 温水シャワー | 1人6回当たり 500円 | アマチュアスポーツに使用する場合に限る。 |

## (3) 電気消費に係る加算額

| 区 分 |        | 使用の単位     | 加算額         |
|-----|--------|-----------|-------------|
| 電気  | 夜間照明   | 単独で使用する場合 | 1時間当たり 700円 |
|     |        | 上記以外の場合   | 1人1回当たり 10円 |
|     | 特殊電源装置 | 1時間当たり    | 500円        |

## 備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。

- 2 この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
  - 3 この表において「生徒等」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
  - 4 この表において「児童生徒等」とは、児童等又は生徒等をいう。
  - 5 この表により利用料金の額を算定する場合において、使用する時間の単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
  - 6 施設の使用に当たり設備を使用し、又は電気を消費する場合は、(1)の表に掲げる額に(2)又は(3)の表に掲げる額を加算した額とする。ただし、パスポートで使用する場合は、加算しないものとする。
  - 7 パスポートの有効期限は、最初に当該パスポートによる使用の許可のあった日以後における最初の3月31日までとする。
- 2 適用期間  
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

#### 山形県教育委員会規則第1号

##### 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

別表中「小学校就学の始期に達するまでの子の看護」を「中学校就学の始期に達するまでの子の看護」に、「子に」を「小学校就学の始期に達するまでの子に」に改める。

##### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

### 訓 令

#### 山形県教育委員会訓令第1号

庁 中  
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

##### 山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員服務規程（昭和43年7月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号（表）中「身分」を削る。

別記様式第1号（裏）を次のように改める。

(裏)

- 注意
- 1 記載事項に異動があったときは、直ぐ書換を受けること。
  - 2 職員でなくなったときは、必ず返還すること。

附 則

- 1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号の規定による職員証でこの訓令の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式の規定による職員証とみなす。

山形県教育委員会訓令第2号

県立学校

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県立学校職員服務規程（平成2年3月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
別記様式第1号（裏）を次のように改める。

(裏)

- 注意
- 1 記載事項に異動があったときは、直ぐ書換を受けること。
  - 2 職員でなくなったときは、必ず返還すること。

別記様式第3号中

「様式第3号

(表-2)

」を、

「

(表-2)

」に改める。

## 附 則

- この訓令は、平成25年4月1日から施行する。
- 改正前の別記様式第1号の規定による職員証でこの訓令の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式の規定による職員証とみなす。

## 告 示

## 山形県教育委員会告示第7号

山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）第9条第2項の規定により、山形県体育館及び武道館の休業日を次のとおり承認した。

平成25年3月29日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 休業日
  - 毎月の第3月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてももっとも近い休日でない日）
  - 12月29日から翌年1月3日まで
- 適用期間  
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

## 山形県教育委員会告示第8号

山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）第9条第2項の規定により、山形県あかねヶ丘陸上競技場の休業日を次のとおり承認した。

平成25年3月29日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 休業日  
12月29日から翌年1月3日まで
- 適用期間  
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

## 選挙管理委員会関係

## 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成25年3月29日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

政党の支部のうち法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地           | 公職の種類 | 届出年月日          |
|------------|---------|----------|----------------------|-------|----------------|
| みどりの風山形県支部 | 舟 山 康 江 | 中大窪 佳 子  | 山形市南原町3-16-1<br>佐藤ビル | 参議院議員 | 平成<br>24.11.21 |

## 山形県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成25年3月29日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

## 1 政党の支部

| 政治団体の名称         | 異動事項       | 内 容              |                | 届出年月日          |
|-----------------|------------|------------------|----------------|----------------|
|                 |            | 新                | 旧              |                |
| 自由民主党最上町支部      | 主たる事務所の所在地 | 最上郡最上町大字東法田700の5 | 最上郡最上町大字志茂1384 | 平成<br>24. 9. 6 |
|                 | 代表者の氏名     | 菅 俊 郎            | 伊 藤 一 雄        |                |
| みどりの風山形県支部      | 政治団体の区分    | 政 党 の 支 部        | その他の政治団体の支部    | 同<br>25. 1. 4  |
| 自由民主党山形県山形市第五支部 | 会計責任者の氏名   | 佐 藤 昌 久          | 横 尾 和 義        | 同<br>1. 8      |
| 自由民主党小国町支部      | 会計責任者の氏名   | 遠 藤 薫            | 保 科 一 三        | 同<br>3. 7      |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称         | 異動事項       | 内 容                         |                           | 届出年月日          |
|-----------------|------------|-----------------------------|---------------------------|----------------|
|                 |            | 新                           | 旧                         |                |
| みどりの風山形県支部      | 政治団体の区分    | その他の政治団体の支部                 | 政 党 の 支 部                 | 平成<br>24.12. 6 |
| 明るい県政をつくる会      | 主たる事務所の所在地 | 山形市飯田西1丁目2-30 山形県民主医療機関連合会内 | 山形市蔵王成沢町浦758-12 教育文化センター内 | 同<br>12.10     |
| 山形県中小企業政策推進協議会  | 会計責任者の氏名   | 作 田 和 典                     | 安 達 健 三                   | 同<br>25. 2. 22 |
| 志田英紀温海後援会       | 代表者の氏名     | 五 十 嵐 庄 一                   | 佐 藤 昭 吉                   | 同<br>2. 27     |
| 志田英紀羽黒後援会       | 会計責任者の氏名   | 斎 藤 巧                       | 丸 山 英 一                   | 同              |
| 全国小売酒販政治連盟山形県支部 | 会計責任者の氏名   | 田 中 浩 一                     | 鈴 木 忠 司                   | 同<br>3. 4      |
| 長井市西置賜郡医師連盟     | 代表者の氏名     | 桑 島 一 郎                     | 池 田 英 之                   | 同<br>3. 8      |
| あべ五郎後援会         | 会計責任者の氏名   | 阿 部 貴美江                     | 茨 田 実                     | 同<br>3.11      |
| 木村忠三後援会         | 会計責任者の氏名   | 長谷川 美保子                     | 高 木 茂 之                   | 同<br>3.12      |



## 山形県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成25年3月29日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

## 1 政党の支部

| 政治団体の名称         | 代表者の氏名 | 解散年月日        |
|-----------------|--------|--------------|
| 自由民主党山形県新庄市第二支部 | 伊藤 誠之  | 平成24. 12. 25 |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名  | 解散年月日        |
|-----------|---------|--------------|
| 伊藤誠之後援会   | 小 関 淳   | 平成24. 12. 31 |
| 小澤精後援会    | 佐 藤 善 治 | 平成24. 12. 31 |
| 松木新一を育てる会 | 松 木 新 一 | 平成25. 3. 1   |

## 内水面漁場管理委員会関係

### 指 示

## 山形県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成25年3月29日

山形県内水面漁場管理委員会  
会 長 伊 藤 健 雄

## 1 指示の内容

## (1) 持出しの禁止

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

## (2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。

ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

## 2 指示の期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

## 収用委員会関係

### 規 則

山形県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

山形県収用委員会  
会 長 浜 田 敏

#### 山形県収用委員会規則第1号

##### 山形県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

山形県収用委員会運営規則（昭和59年7月県収用委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「主査、係長」を「業務名を冠する主査、主査」に改め、同条第5項中「主査」を「業務名を冠する主査」に改め、同条第6項中「係長」を「主査」に改める。

##### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第5号

山形県病院事業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

山形県病院事業管理者 森 谷 裕 一

##### 山形県病院事業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員公舎管理規程（平成15年3月県病院事業管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 自動車の保管場所 前号に規定する敷地及び工作物のうち、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条第1号に規定する自動車の同条第3号に規定する保管場所として職員に使用させるものをいう。

第5条に次の1項を加える。

2 自動車の保管場所を使用することができる者は、公舎（自動車の保管場所を除く。）を使用する者とする。

第9条第1号中「公舎料」を「公舎（自動車の保管場所を除く。）に係る使用料（以下「公舎料」という。）又は自動車の保管場所に係る使用料（以下「駐車料」という。）」に改める。

第10条の見出しを「(公舎料等)」に改め、同条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、同条第2項中「入居して」を「使用して」に、「に入居する」を「を使用する」に、「入居開始」を「使用開始」に改め、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「入居した場合は、入居した日からの日数により、月の中途において退居した場合にあっては、退居した」を「使用を開始した場合は、使用を開始した日からの日数により、月の中途において使用を中止した場合にあっては、中止した」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 駐車料は、別表第2のとおりとする。

第10条に次の1項を加える。

6 前2項の規定は、駐車料について準用する。

別表第1項の表を次のように改める。

| 構 造                            | 建築年次別区分        | 公舎面積区分                              |                                     |
|--------------------------------|----------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
|                                |                | 1平方メートル当たり<br>の単価の額（70平方メ<br>ートル未満） | 1平方メートル当たり<br>の単価の額（70平方メ<br>ートル以上） |
| 木造                             | 平成15年以降        | 円 292                               | 円 359                               |
|                                | 平成10年から平成14年まで | 286                                 | 350                                 |
|                                | 平成5年から平成9年まで   | 279                                 | 342                                 |
|                                | 昭和63年から平成4年まで  | 272                                 | 334                                 |
|                                | 昭和60年から昭和62年まで | 265                                 | 325                                 |
|                                | 昭和58年及び昭和59年   | 229                                 | 281                                 |
|                                | 昭和53年から昭和57年まで | 215                                 | 265                                 |
|                                | 昭和48年から昭和52年まで | 163                                 | 210                                 |
|                                | 昭和43年から昭和47年まで | 137                                 | 173                                 |
| 昭和42年以前                        | 112            | 145                                 |                                     |
| 組積造                            | 平成15年以降        | 292                                 | 359                                 |
|                                | 平成10年から平成14年まで | 286                                 | 350                                 |
|                                | 平成5年から平成9年まで   | 279                                 | 342                                 |
|                                | 昭和63年から平成4年まで  | 272                                 | 334                                 |
|                                | 昭和60年から昭和62年まで | 265                                 | 325                                 |
|                                | 昭和58年及び昭和59年   | 229                                 | 281                                 |
|                                | 昭和53年から昭和57年まで | 222                                 | 273                                 |
|                                | 昭和48年から昭和52年まで | 201                                 | 249                                 |
|                                | 昭和47年以前        | 176                                 | 220                                 |
| 鉄骨鉄筋コンクリート<br>造及び鉄筋コンクリ<br>ート造 | 平成15年以降        | 292                                 | 359                                 |
|                                | 平成10年から平成14年まで | 286                                 | 350                                 |
|                                | 平成5年から平成9年まで   | 279                                 | 342                                 |
|                                | 昭和63年から平成4年まで  | 272                                 | 334                                 |
|                                | 昭和58年から昭和62年まで | 263                                 | 322                                 |
|                                | 昭和53年から昭和57年まで | 247                                 | 303                                 |
|                                | 昭和50年から昭和52年まで | 221                                 | 272                                 |
|                                | 昭和48年及び昭和49年   | 207                                 | 255                                 |
|                                | 昭和47年以前        | 189                                 | 235                                 |

別表第2項中「80平方メートル」を「100平方メートル」に改め、同表第4項中「16,000円」を「29,000円」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2

| 公 舎 名         | 使用料の額（円） |
|---------------|----------|
| 中央病院第3号職員アパート | 2,200円   |
| 中央病院第4号職員アパート | 1,200円   |
| 中央病院第5号職員アパート | 1,200円   |
| 新庄病院第1号職員アパート | 900円     |

|               |        |
|---------------|--------|
| 新庄病院第3号職員アパート | 1,200円 |
| 新庄病院第4号職員アパート | 1,200円 |
| 新庄病院第5号職員アパート | 1,200円 |
| 新庄病院第6号職員アパート | 1,400円 |
| 新庄病院第21号公舎    | 1,300円 |
| 新庄病院第22号公舎    | 1,300円 |
| 新庄病院第26号公舎    | 1,300円 |
| 河北病院第3号職員アパート | 1,200円 |

別記様式第1号から別記様式第5号までを次のように改める。  
様式第1号

| 公 舎 使 用 申 請 書                                                                                                                                                                                                                                 |           |                                                                 |     |                                             |     |             |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------|-----|-------------|-----|
| 所 属 名<br>(病院・課・科)                                                                                                                                                                                                                             |           |                                                                 |     |                                             |     |             |     |
| 使用者 職・氏名                                                                                                                                                                                                                                      | 職 員 コ ー ド |                                                                 |     | 職 氏名 <span style="float: right;">(印)</span> |     |             |     |
|                                                                                                                                                                                                                                               |           |                                                                 |     |                                             |     |             |     |
| 現 住 所                                                                                                                                                                                                                                         |           |                                                                 |     |                                             |     |             |     |
| 申 込 種 別                                                                                                                                                                                                                                       |           | (該当するものに○印を付けてください。)                                            |     |                                             |     |             |     |
|                                                                                                                                                                                                                                               |           | 1 世帯用公舎                      2 単身用公舎                      3 駐車場 |     |                                             |     |             |     |
|                                                                                                                                                                                                                                               |           | 駐車場使用自動車<br>に関する事項                                              |     | 自動車登録番号                                     |     |             |     |
|                                                                                                                                                                                                                                               |           | 車 種                                                             |     |                                             |     |             |     |
| 家<br>族<br>の<br>状<br>況                                                                                                                                                                                                                         | 氏 名       |                                                                 | 性 別 | 年 齢                                         | 続 柄 | 同居・<br>別居の別 | 摘 要 |
|                                                                                                                                                                                                                                               |           |                                                                 | 男・女 |                                             |     | 同・別         |     |
|                                                                                                                                                                                                                                               |           |                                                                 | 男・女 |                                             |     | 同・別         |     |
|                                                                                                                                                                                                                                               |           |                                                                 | 男・女 |                                             |     | 同・別         |     |
|                                                                                                                                                                                                                                               |           |                                                                 | 男・女 |                                             |     | 同・別         |     |
|                                                                                                                                                                                                                                               |           |                                                                 | 男・女 |                                             |     | 同・別         |     |
|                                                                                                                                                                                                                                               |           |                                                                 | 男・女 |                                             |     | 同・別         |     |
|                                                                                                                                                                                                                                               |           |                                                                 | 男・女 |                                             |     | 同・別         |     |
| 公舎使用を必要とする理由                                                                                                                                                                                                                                  |           |                                                                 |     |                                             |     |             |     |
| 公舎使用開始<br>希望年月日                                                                                                                                                                                                                               |           | 年            月            日                                     |     |                                             |     |             |     |
| <p>上記のとおり公舎を使用したいので申請します。</p> <p>なお、使用許可された場合は、公舎料及び駐車料は毎月の給料から控除してください。</p> <p style="text-align: right;">年            月            日</p> <p>山形県病院事業管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 <span style="float: right;">(印)</span></p> |           |                                                                 |     |                                             |     |             |     |

様式第2号

公 舎 使 用 許 可 書

年 月 日

殿

山形県病院事業管理者

印

年 月 日付けで申請のあった公舎の使用について下記のとおり許可します。

|                          |                                                                     |                |   |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------|---|
| 公 舎 の 名 称<br>公 舎 の 所 在 地 | 公 舎 名 及 び 部 屋 番 号                                                   |                |   |
|                          | 駐 車 場 番 号                                                           |                |   |
| 公 舎 の 所 在 地              |                                                                     |                |   |
| 使 用 開 始<br>年 月 日         | 年 月 日                                                               |                |   |
| 公 舎 料 月 額                | 円 <span style="font-size: small;">〔公舎料に改定があった場合は、改定後の金額とする。〕</span> |                |   |
| ※ 日割計算<br>の 基 礎          | 日<br>_____<br>日                                                     | 日割計算分<br>公 舎 料 | 円 |
| 駐 車 料 月 額                | 円 <span style="font-size: small;">〔駐車料に改定があった場合は、改定後の金額とする。〕</span> |                |   |
| ※ 日割計算<br>の 基 礎          | 日<br>_____<br>日                                                     | 日割計算分<br>駐 車 料 | 円 |

※は月の中途から使用する場合のみ記入する。

(許可の条件)

- 1 公舎料及び駐車料は給料支給日に給料から控除する。
- 2 月の中途から使用した場合は、当月分の公舎料は使用開始日からの日割計算とし、翌月の給料支給日に控除する。

様式第3号

公 舎 返 還 書

年 月 日

山形県病院事業管理者 殿

公舎使用者

所 属 名

職 名

職員コード

|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

氏 名

⑩

下記の公舎を返還しますので、立会検査の上、受け取ってください。

記

|               |           |  |
|---------------|-----------|--|
| 1 公 舎 の 名 称   | 公舎名及び部屋番号 |  |
|               | 駐 車 場 番 号 |  |
| 2 公 舎 の 所 在 地 |           |  |
| 3 返 還 年 月 日   |           |  |
| 4 転 出 先 住 所   |           |  |
| 5 そ の 他       |           |  |

(注) 転出先が公舎である場合は、「その他」の欄に公舎の名称及び当該公舎の使用開始年月日を記入すること。







## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワークパソコンOS・ブラウザ等移行業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成25年12月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け県公報第2419号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) JIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。プライバシーマークの使用許諾を受けていない場合にあっては、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当  
電話番号023(630)2098

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び3の(4)に係る事項を証明する書類を平成25年5月2日（木）午後3時まで山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約

解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services required: Software Migration Related to Yamagata Prefectural Government's Central Communication Network (Computer OS, Browser, etc.) 1 set.
- (2) Time-limit for tender: 11:00A.M. May 10, 2013
- (3) Contact point for the notice: Information Planning Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2098

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地                | 規格                                          | 公募戸数 | 区分  | 家賃              |                            |                            |                            | 摘要     |                            |
|--------------|--------------------|---------------------------------------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|----------------------------|
|              |                    |                                             |      |     | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者 |        | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者 |
| 県営鈴川第二アパート1号 | 山形市鈴川町三丁目18-48     | 3K<br>1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>44.4<br>平方メートル | 2    | 一般用 | 11,900          | 13,800                     | 15,700                     | 17,800                     | 17,800 | 3月分の家賃に相当する額               |
| 同 五十鈴アパート1号  | 同 大野目二丁目2-52       | 同                                           | 1    | 同   | 14,700          | 17,000                     | 19,500                     | 22,000                     | 23,900 |                            |
| 同 桜町アパート2号   | 同 桜町四丁目12-20       | 3DK                                         | 1    | 同   | 21,000          | 24,300                     | 27,800                     | 31,300                     | 35,800 |                            |
| 同 宮町アパート1号   | 同 宮町二丁目8-23        | 同                                           | 1    | 同   | 22,300          | 25,800                     | 29,500                     | 33,300                     | 38,000 |                            |
| 同 きたまちアパート2号 | 同 桜町三丁目2-12        | 2LDK                                        | 1    | 同   | 25,500          | 29,500                     | 33,700                     | 38,000                     | 43,400 | 単身可                        |
| 同 飯塚アパート1号   | 同 飯塚町1353-1        | 2DK                                         | 3    | 同   | 23,400          | 27,000                     | 30,900                     | 34,900                     | 39,900 | 同                          |
| 同 2号         | 同                  | 同                                           | 3    | 同   | 23,400          | 27,000                     | 30,900                     | 34,900                     | 39,900 |                            |
| 同 鷺ヶ袋アパート1号  | 上山市旭町二丁目7-1        | 3DK                                         | 1    | 同   | 13,300          | 15,400                     | 17,600                     | 19,800                     | 22,700 |                            |
| 同 長清水アパート1号  | 同 長清水一丁目10-11      | 同                                           | 1    | 同   | 22,000          | 25,400                     | 29,100                     | 32,800                     | 37,500 |                            |
| 同 日光アパート5号   | 天童市北久野本四丁目17-5     | 同                                           | 1    | 同   | 22,500          | 25,900                     | 29,700                     | 33,500                     | 38,200 |                            |
| 同 天童駅西アパート1号 | 同 駅西二丁目2-2-27      | 同                                           | 1    | 同   | 19,200          | 22,200                     | 25,400                     | 28,600                     | 32,700 |                            |
| 同 天童南部アパート1号 | 同 南町三丁目18-1        | 3LDK                                        | 1    | 同   | 29,100          | 33,600                     | 38,500                     | 43,400                     | 49,600 |                            |
| 同 5号         | 同 18-5             | 同                                           | 1    | 同   | 29,500          | 34,000                     | 38,900                     | 43,900                     | 50,200 |                            |
| 同 長崎アパート     | 東村山郡中山町大字長崎 80-205 | 3DK                                         | 1    | 同   | 16,400          | 19,000                     | 21,700                     | 24,500                     | 28,000 |                            |

|                   |                               |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |  |
|-------------------|-------------------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 同 榎岡アパー<br>ト      | 村山市榎岡笛田<br>四丁目6-23            | 同 | 54.6 | 2 | 同 | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,200 |  |
| 同 大石田アパ<br>ー<br>ト | 北村山郡大石田<br>町大字大石田甲<br>623-157 | 同 | 59.4 | 1 | 同 | 12,900 | 14,900 | 17,000 | 19,200 | 22,000 | 25,300 |  |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成25年4月3日から同月9日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後6時）（ただし、郵送の場合は平成25年4月9日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

## 5 入居の時期 平成25年6月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要          |                                    |
|-----------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|
|                 |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |
| 県営若葉東アパ<br>ート2号 | 新庄市金沢1281<br>-4 | 3DK  | 63.5                          | 2    | 一般用 | 16,100<br>円             | 18,600<br>円                        | 21,300<br>円                        | 24,000<br>円                        | 27,400<br>円 | 31,600<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |



(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成25年4月1日から同月5日まで（ただし、郵送の場合は平成25年4月5日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 最上事務所

5 入居の時期 平成25年5月中旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ロータリ除雪車、除雪ドーザ及び小形除雪車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成25年5月9日（木） 午前10時

### 2 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品の名称及び数量

- イ ロータリ除雪車2.2メートル級 3台
- ロ 除雪ドーザ13トン級 3台
- ハ 除雪ドーザ11トン級（反転エッジ付き） 1台
- ニ 除雪ドーザ11トン級 7台
- ホ 小形除雪車1.3メートル級 5台
- ヘ 小形除雪車1.0メートル級 8台

#### (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

#### (3) 納入期限 平成25年10月31日（木）

#### (4) 納入場所 入札説明書による。

#### (5) 今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

- イ ロータリ除雪車 13台 平成25年5月
- ロ 除雪ドーザ 7台 平成25年5月
- ハ 小形除雪車 11台 平成25年5月

#### (6) 入札方法 (1)のイからへまでごとの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け県公報第2419号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。

#### (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

2の(1)のイからへまでごとに山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成25年4月15日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ①2.2meters Rotary Snow Remover Quantity: 3
- ②13ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 3
- ③11ton Snow Removal Wheel Loader (Reversible Edge)Quantity: 1
- ④11ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 7
- ⑤1.3meters Compact Snow Remover Quantity: 5
- ⑥1.0meters Compact Snow Remover Quantity: 8

- (2) Time limit for tender: 10:00 A.M. May 9, 2013

- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2723

平成25年 3月29日印刷  
平成25年 3月29日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056